生年金加入の方は「被用者」		_ 額改	定 居	提	出 年 月	∃ *	受付確認年月日
民年金加入の方は「被用者等で	ない者」を○で囲んでください。			令和	$\nabla \cdot \nabla \cdot$	△ 令和	
(ふりがな)	くさつ カ	たろう	曲 住所	₹ 5 2 5 -	8 5 8 8	<u> </u>	
受	草津	比郎	(法人の主たる 事務所の所在 地)	草津市	草津〇丁	目〇番()号
			727	ア. 厚生年金		(999	9) 9999 イ. 国民年金
合 性別 男女	生年月日 昭和	Δ · Δ		※以下の共済	斉組合の組合員では		ウ. その他
3 WHX	1 ///		加入している 一 公的年金制度の 種別)を記入してくだ ど校教職員共済	さい。 (
型 では では できます できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる	等でない者			() 国家公	◇務員共済 ◇務員等共済		
- - - -	[又は減額の別			増 額		減 額	
	10A Jec	11. VA 455 00 EE	= m 1. 4.	7 10 15			
	増額又は	は減額の原	スロとな	る 児 童			
氏名	続柄 生年月日		≥をしてい ○出国年月	住所	監護の 有無	生計関係	※児童との関係で、 該当する場合に○F
	平成 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	同・別令和	年 月		有・無	• 同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
						1	1
	平成	同•别 会和	年 月	請才	──── [┃] ∛者の収入により・	- 子の日常生活	- の全部または一部を
	令和		年 月	んて	ごおり、かつ、こ	れを欠くと通	常の生活水準を維持
		日まで))のみを記	!A.	んで	ごおり、かつ、こ ことができない場	れを欠くと通 合は、「有」	常の生活水準を維持 を〇で囲んでくださ
	令和 域になった後、最初の3月31E 19年4月1日までに生まれた。	日まで))のみを記	八 。	んで るこ (例 行っ	ごおり、かつ、こ ことができない場 引)別居であって	れを欠くと通 合は、「有」 も、学費や家 とも生活費の	常の生活水準を維持 を○で囲んでくださ 賃、食料品の仕送り
Z成18年4月2日から平成1 /t	令和 域になった後、最初の3月31E 19年4月1日までに生まれた。	日まで))のみを記 こども) 「 当する日常生活上の1	ける 月 日本	んて るこ (例 行っ 合き	ごおり、かつ、こことができない場 しとができない場 引)別居であって っており、少なく	れを欠くと通 合は、「有」 も、学費や家 とも生活費の	常の生活水準を維持 を○で囲んでくださ 賃、食料品の仕送り
Z成18年4月2日から平成1 (18歳に達するE	令和 歳になった後、最初の3月31日 1 9年4月1日までに生まれた。	日まで))のみを記こども)	世話及び必要なほで囲んでください	んでるこ (を 行っ合き までの	でおり、かつ、こことができない場別 別居であってっており、少なく。該当となります。	れを欠くと通 合は、「有」 も、学費や家 とも生活費の ・ 生計費	常の生活水準を維持 を○で囲んでくださ 賃、食料品の仕送り
成18年4月2日から平成1 /t	令和 歳になった後、最初の3月31日 19年4月1日までに生まれた。 上9年4月1日までに生まれた。 監護に相当 着 額 又 は 減 をしている	日まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の も場合は「有」を〇	ける 月 日本	んて るこ (例 行っ 合き	でおり、かつ、こことができない場 引)別居であってっており、少なく っておりとなります。	れを欠くと通合は、「有」も、学費や家とも生活費の。	常の生活水準を維持 を○で囲んでくださ 賃、食料品の仕送り
Z成18年4月2日から平成1 (18歳に達するE	令和 歳になった後、最初の3月31日 1 9年4月1日までに生まれた。	日まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の 5場合は「有」をO ⁻ 同居・ 別居の別 る場合の	出入。 月 世話及び必要なほで囲んでください	んでるこ (を 行っ合き までの	でおり、かつ、こことができない場別)別居であってっており、少なくっており、少なくっ該当となります。	れを欠くと通 合は、「費 も、学費や家 とも生活費の ・ 生計費 負担	の全部または一部を 常の生活水準を維持 を○で囲んでくださ 賃、食料品の仕送り 一部を負担している
Z成18年4月2日から平成1 (18歳に達するE	令和	日まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の 5場合は「有」を〇 同居・ 別居の別 同別 の場合の 同 の別	世話及び必要なけで囲んでください をとしてい の出国年月	んで るで (を を までの	でおり、かつ、こことができない場別) 別居であっており、少ますっておりとなります。 つ間にある者) 監護相無 有)無	れを欠くと有いない。 をない、費活費の 生負有無 をともとも	常の生活水準を維持を○で囲んでくださ賃、食料品の仕送り一部を負担している
で成18年4月2日から平成1 (18歳に達す。E 氏名 草津 一郎 増 額 し	令和 遠になった後、最初の3月31日 19年4月1日までに生まれた。 監護に相当 をしている 引以後の最初の3月 続柄 生 年 月 日	日まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の 5場合は「有」を〇 同居・ 別居の別 同 別	世話及び必要なはで囲んでください とをしていり出国年月	を は で の と で の と か まで で で の と か まで で の と か まで で で で で の と か まで で の と まで で で で で で で	でおり、かつ、こことができない場別) 別居であってくいのできあってくいのであり、少りますのでありなります。 (本語) とする (本語) とする (本語) とする (本語) とする (本語)	れを欠くと通いない。 を欠くと有いない、とない、とない、とない、とない、とない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	常の生活水準を維持 を○で囲んでくださ 賃、食料品の仕送り
で成18年4月2日から平成1 (18歳に達する日 氏名 草津 一郎 増 額 し	令和 遠になった後、最初の3月31日 19年4月1日までに生まれた。 監護に相当 をしている 部別後の最初の3月 続柄 生 年 月 日 平成 Δ・Δ・Δ た 理 由	日まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の 5場合は「有」を〇 同居・ 別居の別 同別 の場合の 同 の別	出入。 月 月 世話及び必要なほで囲んでください	に は かっぱん で で で の で で か な と く が な と く が な と く が な と く が な と く が な か と か と が な と か と か と か と か と か と か と か と か と か と	におり、かつ、こことができない場別)別居であってっており、からなくっており、なります。 の間にある者) 監護有無 有 無 とするた	れを欠くと通い を欠くと有い を欠くと有い を欠くと有い でである。 をとも、 生は、学生 をできる。 をとも、 生は、学生 は、学生 は、学生 は、学生 は、学生 は、ののである。 な、なった な、なった	常の生活水準を維持 を○で囲んでくださ 賃、食料品の仕送り 一部を負担している
で成18年4月2日から平成1 (18歳に達するE 氏名 単額し アイウエ	章和 遠になった後、最初の3月31日 19年4月1日までに生まれた。 19年4月1日までに生まれた。 監護に相当 をしている 1日以後の最初の3月 続柄 生 年 月 日 平成 Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・Δ・	田まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の 5場合は「有」を〇 同居の別 同居の別 令和 ア・出生 イ)その他(多一	は入。 月 世話及び必要なほでで囲んでください 年 大加算の第 ク・・(現金母母の の方・(現等はの の一、一、現金母母の の方・(現等はの の一、一、現金母母の の一、日本母母の の一、日本母の の一、日本 の一、日本 の一、日本 の一 「 の一、日本 の一 「 の一 「 の一 「 の一 「 の一 「 の一 の一 の一 の一 の一	展護 。 住所	まおり、かつ、こことができない場できない。 できない場できないっており、別別は、かっておりとなっておりとなる。 のでは当となり。 のでは当となり。 を選挙有無 をするで、 は、のでは、 は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	れ合もととったは、学生活力を欠くに費活費を欠くに費がいる。 生負有をとった。 生負有無をない。 ないのでは、 ないの	常の生活水準を維持 を○で囲んでくださ 賃、食料品の仕送り 一部を負担している
(18歳に達す。E 氏名 単額し アイウエオカ	章和 最になった後、最初の3月31日 19年4月1日までに生まれた。 19年4月1日までに生まれた。 整護に相当 をしている 関係の最初の3月 総柄 生 年 月 日 平成 Δ・Δ・Δ・ムートである。 たではしたでは、なったななったないたなったないである。 ・生計を維持しは所を有ものなった。 ・生計を維持しは所を有ものなった。 ・大きによりには、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは	田まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の 5場合は「有」をO 同居・ 別居の別 る場合の 同 別 令和 ア. 出生 イ) その他 (多 -	は、	を は	まり、かつ、こことがで居っている。 ことがで居っている。 ではいってはいっている。 ではいっては当となっている。 ではいっては当となっている。 を変われる。 とするではいっている。 を変わる。 を変わる。 はいっている。 ではいる。 では、 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	れ合もととったは、学生活力を欠くに費活費を欠くに費がいる。 生負有をとった。 生負有無をない。 ないのでは、 ないの	常の生活水準を維持を○で囲んでくださ賃、食料品の仕送り一部を負担している
で成18年4月2日から平成1 (18歳に達す。日 氏名 単額し 増額し	令和 歳になった後、最初の3月31日 19年4月1日までに生まれた。 19年4月1日までに生まれた。 整護に相当 をしている 3月 総柄 生 年 月 日 平成 △・△・△ た 理 由 ・ 死監した。 生計をを維持したがなくなったなくなった。 生計をを維持しと所をものなったのを除た。 日母学年後見等を監護相当の世代を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者のようにより、または、または、または、または、または、または、または、または、または、または	田まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の 5場合は「有」を〇 同居・別居の別 同別 令和 ア・出生 イ)その他(多一	は	では、	でおり、かったい。 ことがで居ったい。 ではいっては当となってくす。 ではいっては当となってくす。 ではいっては当となってくす。 では、なってくす。 では、なってくす。 では、なってくす。 では、なってくす。 では、なってくす。 では、なってくず。 では、なってくず。 では、なってくず。 では、なってくず。 では、なってくず。 では、なってくがった。 というでは、なってくが、なっている。 になってくがっては、なっている。 になってくがっている。 では、なっている。 になっていな。 になってい。 になっていな。 になっていな。 になっていな。 になっていな。 になっていな。 になっていな。 になっていな。	れ合もととったは、学生活力を欠くに費活費を欠くに費がいる。 生負有をとった。 生負有無をない。 ないのでは、 ないの	常の生活水準を維持を○で囲んでくださ質、食料品の仕送り一部を負担している
本成18年4月2日から平成1 (18歳に達す。) 氏名 単額 し 増額 し アイウエオ カ	章和 最になった後、最初の3月31日 19年4月1日までに生まれた。 19年4月1日までに生まれた。 整護に相当 をしている 関係の最初の3月 総柄 生 年 月 日 平成 Δ・Δ・Δ・ムートである。 たではしたでは、なったななったないたなったないである。 ・生計を維持しは所を有ものなった。 ・生計を維持しは所を有ものなった。 ・大きによりには、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは、まは	田まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の 5場合は「有」をO 同居・ 別居の別 る場合の 同 別 令和 ア. 出生 イ) その他 (多 -	は、	議 (存っきま) (存	まり、かつ、こことがで居っている。 ことがで居っている。 ではいってはいっている。 ではいっては当となっている。 ではいっては当となっている。 を変われる。 とするではいっている。 を変わる。 を変わる。 はいっている。 ではいる。 では、 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	れ合もととったは、学生活力を欠くに費活費を欠くに費がいる。 生負有をとった。 生負有無をない。 ないのでは、 ないの	常の生活水準を維持を〇で囲んでくださ賃、食料品の仕送り一部を負担している
で成18年4月2日から平成1 (18歳に達する日 氏名 単額し 増額し	令和 歳になった後、最初の3月31日 19年4月1日までに生まれた。 19年4月1日までに生まれた。 整護に相当 をしている 3月 総柄 生 年 月 日 平成 △・△・△ た 理 由 ・ 死監した。 生計をを維持したがなくなったなくなった。 生計をを維持しと所をものなったのを除た。 日母学年後見等を監護相当の世代を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者のようにより、または、または、または、または、または、または、または、または、または、または	田まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の1 5場合は「有」を〇つ 同居の別 令和 ア・出生 イ)その他(多一 はこった ト) というと 大きしなくなった 月 日 ※ 認定・	は	は (行っきまでの) (行っを) (行っきまでの) (行っきを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを)	でおり、かったい。 ことがで居ったい。 ではいっては当となってくす。 ではいっては当となってくす。 ではいっては当となってくす。 では、なってくす。 では、なってくす。 では、なってくす。 では、なってくす。 では、なってくす。 では、なってくず。 では、なってくず。 では、なってくず。 では、なってくず。 では、なってくず。 では、なってくがった。 というでは、なってくが、なっている。 になってくがっては、なっている。 になってくがっている。 では、なっている。 になっていな。 になってい。 になっていな。 になっていな。 になっていな。 になっていな。 になっていな。 になっていな。 になっていな。	れ合もととも、生質活動を欠く、「費」のでは、学生・生質を欠く、「費」のでは、学生・生質を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	常の生活水準を維持を○で囲んでくださ質、食料品の仕送り一部を負担している
で成18年4月2日から平成1 (18歳に達する日 氏名 単額し 増額し アイウエオカキ 事由の発	令和 歳になった後、最初の3月31日 19年4月1日までに生まれた。 19年4月1日までに生まれた。 整護に相当 をしている 3月 総柄 生 年 月 日 平成 △・△・△ た 理 由 ・ 死監した。 生計をを維持したがなくなったなくなった。 生計をを維持しと所をものなったのを除た。 日母学年後見等を監護相当の世代を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者の見姉等を監護者のようにより、または、または、または、または、または、または、または、または、または、または	田まで))のみを記 こども) 当する日常生活上の1 5場合は「有」を〇 同居の別 同居の別 同日の別 同日の別 の他 (多) 計話をしなくなった 月 日 別記の地 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	は入。 月	は (行っきまでの) (行っを) (行っきまでの) (行っきを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを) (行っを)	まり、かつない。 こことがで居っている。 こことがで居っている。 というでは、 かっている のでは、 かっている のでは、 かっている のでは、 ないのでは、 ないので	れ合もととも、生質活動を欠く、「費」のでは、学生・生質を欠く、「費」のでは、学生・生質を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	常の生活水準を維持を〇で囲んでくださ質、食料品の仕送り一部を負担している

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする児童(18歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は経済的負担(監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負 担を行っていることをいいます。)のある児童の兄姉等(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある者をいいます。)に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、 提出してください。
 - なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 3 「氏名(法人名等)」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してく ださい。
- 5 「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「加入している公的年金等の種別」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により 記入してください。
 - ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、() 内にそ の年金の名称を記入してください。
 - イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者 (これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。) であるとき は、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 7 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに〇で囲んでください。
- 8 増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、 有を○で囲んでください。
- 9 増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「生計費の負担の有無」の欄は、当該児童の兄姉等が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 11 「減額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「シ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「コ・児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。)
- 12 「事由の発生した年月日」の欄は、「10」又は「11」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 3 この請求書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童又は児童の兄姉等について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童又は児童の兄姉等が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。